



# 熊本県公報

第 1 1 9 3 5 号  
平成 22 年 8 月 20 日 (金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 第10次鳥獣保護事業計画の変更(第2回).....(自然保護課) 1
- 特定計量器定期検査の実施.....(産業支援課) 1
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 2
- 道路の区域変更.....( // ) 3
- 道路の供用開始.....( // ) 3
- 道路の供用開始.....( // ) 4
- 道路の供用開始.....( // ) 4

**公 告**

- 土地改良区役員の退任及び就任の公告.....(農村計画・技術管理課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告.....( // ) 5
- 公共測量の実施.....(監理課) 6

**登 載 依 頼**

- 平成22年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催.....(熊本県公共事業再評価監視委員会) 6
- 文化財の指定.....(文化課) 6
- 第3回第4期熊本県障がい者計画検討委員会の開催.....(熊本県障害者施策推進協議会) 7
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人事委員会) 7

**正 誤**

- 平成19年6月6日熊本県人事委員会規則第25号(熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則)中.....(人事委員会) 8

## 告 示

**熊本県告示第819号**  
 第10次鳥獣保護事業計画(平成19年3月30日熊本県告示第301号)を一部変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定により公表し、変更後の同計画を熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務(森林保全)課において一般の縦覧に供する。  
 平成22年8月20日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第820号**  
 計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により人吉市及び球磨郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。  
 平成22年8月20日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
球磨村	平成22年10月4日	午前11時から午後4時まで	渡地区多目的集会所	非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
球磨村	平成22年10月5日	午前9時から午前11時30分まで	神瀬地区多目的集会所	
球磨村	平成22年10月5日	午後1時から午後4時まで	石の交流館やまなみ	

相良村	平成22年10月6日	午前9時から午前11時まで	相良村林業総合センター
相良村	平成22年10月6日	午後0時30分から午後4時まで	相良村総合体育館（1階）
錦町	平成22年10月7日	午前9時から午後4時まで	錦町青年会館
山江村	平成22年10月8日	午前9時から午後3時まで	山江村役場
あさぎり町	平成22年10月12日	午前11時から午後4時まで	あさぎり町深田支所
あさぎり町	平成22年10月13日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町上支所
あさぎり町	平成22年10月14日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町役場本庁舎
水上村	平成22年10月15日	午前9時から午後2時30分まで	水上村役場
多良木町	平成22年10月18日	午前11時から正午まで	黒肥地公民館（黒肥地幼稚園跡）
多良木町	平成22年10月18日	午後1時30分から午後4時まで	久米公民館
多良木町	平成22年10月19日	午前9時から午後4時まで	多良木町畜産センター
湯前町	平成22年10月20日	午前9時から午後4時まで	湯前町役場
五木村	平成22年10月21日	午前9時から正午まで	五木村役場
五木村	平成22年10月21日	午後1時30分から午後3時まで	宮園老人いこいの家
人吉市	平成22年10月25日	午前10時から午後4時まで	東西コミュニティーセンター
人吉市	平成22年10月26日	午前9時から午後4時まで	人吉球磨能力開発センター
人吉市	平成22年10月27日	午前9時から午後2時30分まで	人吉市勤労青少年ホーム

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成22年10月4日から平成22年10月29日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関  
 社団法人 熊本県計量協会

**熊本県告示第821号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成22年8月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成22年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	442号	阿蘇郡南小国町大字満願寺字 火烧輪智 6332番9地先から 同所 6439番2地先まで	前	7.5 ～ 50.8	3,504. 4	地域連 携国道 (計画 変更 に伴うバ イパス 区間の 区域変 更)
				9.8 ～ 79.8	3,876. 6	
			後	7.5 ～ 35.0	3,504. 4	
				11.0 ～ 79.8	2,770. 6	

2 区域を変更する期日 平成22年8月20日

**熊本県告示第822号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年8月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本田原坂線	熊本市植木町辺田野字四反畑 318番1地先から 同市植木町辺田野字二反畑 185番2地先まで	前	17.6 ～ 32.6	116.1	道路法 第24 条工事 (仮設 道路の 撤去)
			後	16.7 ～ 19.6	82.2	
主要地方道	熊本嘉島線	熊本市川尻町六丁目 569番59地先から 同市富合町杉島 1149番12地先まで	前	18.0 ～ 18.2	15.5	単県側 溝(臨) (側溝 整備)
			後	18.0 ～ 44.1	15.5	

2 区域を変更する期日 平成22年8月20日

**熊本県告示第823号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	442号	阿蘇郡南小国町大字満願寺字火烧輪智 又6454番1地先から 同町大字満願寺字西黒川 6535番2地先まで	330.0	地域連 携国道 (新道 及び現 道の改

				築に伴う拡幅)
		阿蘇郡南小国町大字満願寺字西黒川 6443番地先から 同町大字満願寺字火焼輪智 6451番2地先まで	70.0	地域連携国道 (取付道路)

2 供用を開始する期日 平成22年8月20日

**熊本県告示第824号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇土線	宇城市小川町住吉字四番割 261番1地先から 同所 266番1地先まで	58.0	道路法第24条工事 (右折レーン設置)
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町池永字柳迫 5番12地先から 同市菊鹿町池永字村前 147番1地先まで	620.0	地基創交安 (歩道整備)
		山鹿市菊鹿町池永字井川尻 528番1地先から 同所 517番2地先まで	293.0	

2 供用を開始する期日 平成22年8月20日

**熊本県告示第825号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野 2241番49地先から 同所 2241番49地先まで	64.0	単防災 (法面保護)

2 供用を開始する期日 平成22年8月20日

**公 告**

**熊本県公告第473号**

球磨郡多良木町に事務所を置く鮎之瀬溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任し

た旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17号の規定により公告する。

平成22年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	荒木 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1602-4
理事	池田 多門	球磨郡多良木町大字黒肥地1718
理事	黒川 正道	球磨郡多良木町大字黒肥地710
理事	加藤 征一郎	球磨郡多良木町大字黒肥地699-1
理事	坂下 正一	球磨郡多良木町大字黒肥地1754
理事	組島 幹夫	球磨郡多良木町大字黒肥地6669
理事	森下 孝幸	球磨郡多良木町大字黒肥地6420
監事	西 辰郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1525-2
監事	牛神 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1758
監事	大石 鋼	球磨郡多良木町大字黒肥地4338
就任		
理事	荒木 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1602-4
理事	池田 多門	球磨郡多良木町大字黒肥地1718
理事	黒川 正道	球磨郡多良木町大字黒肥地710
理事	加藤 征一郎	球磨郡多良木町大字黒肥地699-1
理事	坂下 正一	球磨郡多良木町大字黒肥地1754
理事	組島 幹夫	球磨郡多良木町大字黒肥地6669
理事	森下 孝幸	球磨郡多良木町大字黒肥地6420
監事	西 辰郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1525-2
監事	牛神 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1758
監事	大石 鋼	球磨郡多良木町大字黒肥地4338

**熊本県公告第474号**

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	阪井 正義	玉名郡南関町大字関村995番地
理事	平岡 昇	玉名郡南関町大字関下937番地2
理事	仁田原 帝	玉名郡南関町大字久重764番地2
理事	井上 裕光	玉名郡南関町大字上長田986番地2
理事	田中 造酒藏	玉名郡南関町大字小原1344番地
理事	田中 弘量	玉名郡南関町大字豊永1985番地
理事	米澤 熊夫	玉名郡南関町大字下坂下2247番地
理事	平川 哲	玉名郡南関町大字下坂下911番地1
理事	上原 久好	玉名郡南関町大字四ツ原2241番地3
理事	上田 数吉	玉名郡南関町大字関下1913番地
監事	大佐古 武	玉名郡南関町大字関下277番地
監事	末竹 信雄	玉名郡南関町大字上長田381番地
監事	浦田 訓	玉名郡南関町大字豊永758番地
就任		
理事	阪井 正義	玉名郡南関町大字関村995番地
理事	平岡 昇	玉名郡南関町大字関下937番地2
理事	仁田原 帝	玉名郡南関町大字久重764番地2
理事	井上 裕光	玉名郡南関町大字上長田986番地2

理事	田中 造酒藏	玉名郡南関町大字小原 1 3 4 4 番地
理事	酒見 喬	玉名郡南関町大字肥猪 1 7 4 2 番地 1
理事	米澤 熊夫	玉名郡南関町大字下坂下 2 2 4 7 番地
理事	竹島 久利	玉名郡南関町大字下坂下 1 3 5 6 番地
理事	上原 久好	玉名郡南関町大字四ツ原 2 2 4 1 番地 3
理事	上田 数吉	玉名郡南関町大字関下 1 9 1 3 番地
監事	大佐古 武	玉名郡南関町大字関下 2 7 7 番地
監事	末竹 信雄	玉名郡南関町大字上長田 3 8 1 番地
監事	浦田 訓	玉名郡南関町大字豊永 7 5 8 番地

**熊本県公告第 4 7 5 号**

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法 1 4 条第 1 項の規定により国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 2 年 8 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成 2 2 年 8 月 4 日から 平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日 まで	八代市萩原町、古麓町

**登載依頼**

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 3 号**

平成 2 2 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成 2 2 年 8 月 2 0 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 開催日時  
平成 2 2 年 9 月 7 日（火）  
午後 1 時から午後 5 時まで
- 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 議題  
平成 2 2 年度熊本県公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
- 傍聴者の定員  
1 0 人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）  
電話 096-333-2490

**熊本県教育委員会告示第 4 号**

熊本県文化財保護条例（昭和 5 1 年熊本県条例第 4 8 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

平成 2 2 年 8 月 2 0 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (工芸)	光圓寺の梵鐘	1 口	熊本県八代市通町 9 - 6 光圓寺	宗教法人光圓寺 住職 小山一廣

熊本県障害者施策推進協議会公告第4号

第3回第4期熊本県障がい者計画検討委員会を次のとおり開催する。

平成22年8月20日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時  
平成22年9月3日（金）  
午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
  - (1) アンケート調査結果について
  - (2) 意見交換会、タウンミーティングにおいて出された意見、要望等について
  - (3) 第4期障がい者計画の体系について
    - ア 基本目標、理念について
    - イ 分野別施策について
    - ウ 重点施策について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳者による通訳が必要な場合は、8月27日（金）までに下記問い合わせ先へ申し込むこと。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室企画調整班）  
電話 096-333-2236

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年8月20日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第26号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表市町村の表水上村の項中

議会事務局		課長
村長部局	本庁（会計室を含む。） 保育所	会計管理者 課長 所長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 校長 教頭 校長 教頭

を

議会事務局		局長
村長部局	本庁（会計室を含む。） 保育所	会計管理者 課長 所長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 校長 教頭 校長 教頭
農業委員会事務局		局長

に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成19年6月6日熊本県人事委員会規則第25号（熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

<p>9 ページ 6 行目</p>	<p>正</p>	<p>同表山都町の項中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="534 452 1248 743"> <tr> <td>町長部局</td> <td>本庁（収入役室を含む。） 総合支所 老人ホーム 隣保館 病院</td> <td>課長 審議員 総合支所長 審議員 施設長 館長 病院長 副病院長 医務局長 診療所長 事務長 総看護師長</td> </tr> </table> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="534 817 1248 1214"> <tr> <td>町長部局</td> <td>本庁（会計課を含む。） 総合支所 老人ホーム 隣保館 病院</td> <td>会計管理者 課長 審議員 総合支所長 審議員 施設長 館長 病院長 副病院長 医務局長 診療所長 事務長 総看護師長 薬剤師長 診療放射線技師長 臨床検査技師長</td> </tr> </table> <p>に改め、</p>	町長部局	本庁（収入役室を含む。） 総合支所 老人ホーム 隣保館 病院	課長 審議員 総合支所長 審議員 施設長 館長 病院長 副病院長 医務局長 診療所長 事務長 総看護師長	町長部局	本庁（会計課を含む。） 総合支所 老人ホーム 隣保館 病院	会計管理者 課長 審議員 総合支所長 審議員 施設長 館長 病院長 副病院長 医務局長 診療所長 事務長 総看護師長 薬剤師長 診療放射線技師長 臨床検査技師長
町長部局	本庁（収入役室を含む。） 総合支所 老人ホーム 隣保館 病院	課長 審議員 総合支所長 審議員 施設長 館長 病院長 副病院長 医務局長 診療所長 事務長 総看護師長						
町長部局	本庁（会計課を含む。） 総合支所 老人ホーム 隣保館 病院	会計管理者 課長 審議員 総合支所長 審議員 施設長 館長 病院長 副病院長 医務局長 診療所長 事務長 総看護師長 薬剤師長 診療放射線技師長 臨床検査技師長						
	<p>誤</p>	<p>同表山都町の項機関名の欄中「収入役室」を「会計課」に改め、同項職名の欄中「課長 審議員」を「会計管理者 課長 審議員」に、「総看護師長」を「総看護師長 薬剤師長 診療放射線技師長 臨床検査技師長」に改め、</p>						